(目的)

第1条 この規程は、気仙沼市立病院(以下「市立病院」という。)と地域の医療機関が緊密な連携を保ち、それぞれが役割分担をしながら、患者に一貫性のある良質な医療の提供を行うための登録医体制を確立することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規定において「登録医」とは、患者の病状に応じた継続性のある医療を切れ目なく行うため、市立病院と医療連携する地域の医療機関の医師として登録された者をいう。 (登録)
- 第3条 登録医になることを希望する医師は、登録医新規登録申請書(様式第1号)により、 市立病院院長(以下「院長」という。)に申請しなければならない。
- 2 院長は、前項の申請があったときは、運営会議に諮った上でその可否を決定し、申請者に 通知しなければならない。
- 3 前項の規定により、登録医として登録したときは、登録医証を交付し、市立病院ホームページに登録医の氏名及び所属医療機関を掲載するものとする。

(更新)

第4条 登録医の有効期限は、初回の登録日から1年間とし、以後、院長又は登録医のいずれかから申出のない限り、更に1年間更新するものとする。ただし、登録医の死亡、退職、資格停止その他これらに類する事由が発生したときは、院長が職権により登録医としての登録を停止するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録医は、登録内容に変更が生じたときは、登録医変更届(様式第2号)により院長 に届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第6条 登録医は、登録医としての登録を取り消したいときは、交付済みの登録医証を添え、 登録医辞退届(様式第3号)により院長に届け出なければならない。
- 2 院長は、登録医に登録医としてふさわしくないと行為があったと認めるときは、運営会議 に諮った上で、当該登録医の登録を取り消すことができる。

(登録医の責務)

- 第7条 登録医が市立病院に患者を紹介するときは、当該患者に係る診療情報その他必要と する情報を提供するものとする。
- 2 登録医は、紹介患者の診療に必要と思われる事項について、市立病院の担当医と意見交換し、当該紹介患者に最適な医療が行われるよう努めなければならない。
- 3 登録医は、市立病院において知り得た紹介患者、家族その他関係者に関する個人情報を 他に漏らしてはならない。

(登録医の権利)

- 第8条 登録医は、紹介患者について、主治医立会いの下、次の事項に関与することができる。
  - (1) 面談
  - (2) 治療に関する意見交換及びカンファレンスへの参加
  - (3) 手術,検査等への立会い
  - (4) カルテ、検査結果、画像その他の診療情報の閲覧
- 2 登録医は、市立病院が主催する臨床検討会、講演会、研修会等(次項において「研修会等」という。) に参加することができる。
- 3 登録医が管理又は勤務する施設の医療従事者は、地域医療の充実と促進を図るため、登録医からの申出に応じ、研修会等に参加することができる。

(患者の紹介及び逆紹介)

- 第9条 市立病院は、登録医から患者の紹介があったときは、速やかに診療及び入院を受け 入れるよう努めなければならない。
- 2 市立病院は、紹介患者に関する診療情報について、診療後、遅滞なく登録医に報告する ものとする。
- 3 市立病院は、紹介を受けた患者の容態が安定したときは、原則として当該患者を紹介した登録医又は他の登録医に逆紹介するものとする。

(報酬)

第10条 登録医に対し、報酬その他の金員は支給しない。

(遵守事項)

第11条 登録医は、市立病院の方針及び諸規程を遵守し、院長の指示に従わなければならない。

## (損害賠償)

第12条 登録医が故意又は過失により、市立病院に損害を与えたときは、その賠償の責を負う ものとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。